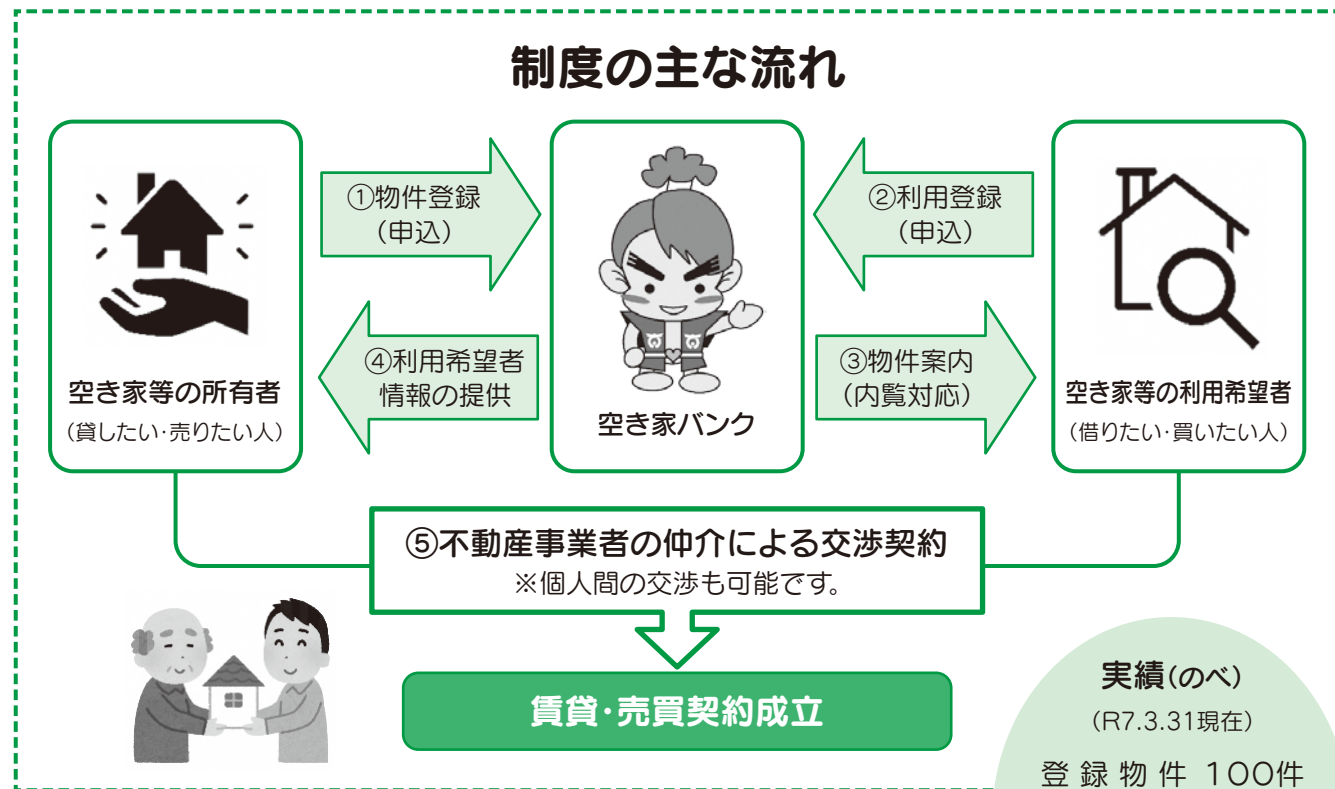




空き家バンク登録物件募集中!!

南関町では、平成23年度から空き家等の解消と有効活用を目的とした「空き家バンク制度」に取り組んでいますが、南関町に住みたい人に紹介できる空き家等が不足しています。

町内に空き家、空き地(宅地)、空き店舗をお持ちで、「貸してもよい」または「売ってもよい」という人は、ぜひご連絡ください。



※町では、情報の紹介や必要な連絡・調整は行いますが、所有者等と利用希望者の間で行う物件の賃貸借や売買に関する交渉、契約に関しての仲介行為は行っていません。契約交渉は本制度に登録されている不動産事業者に仲介を依頼しています。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください



○空き家等に関するご相談は・・・

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町64番地
南関町役場 まちづくり課(電話:57-8501)

お気軽にご相談ください。



住宅の将来について考えてみませんか？

今お住いの住宅、管理している住宅の「将来」のこと、考えていますか？

- 将来、誰も住む見込みがない
- 施設への入所を考えている(入所している)
- 引っ越しを考えている など

「**空き家**」になる可能性はありませんか？



空き家を放置すると・・・

- ①倒壊、不法投棄、害虫発生など、周辺に悪影響を及ぼすことがあります。
- ②空き家等が原因で発生した事故等について、所有者(相続人)は損害賠償責任を負う(民法第717条)ことがあります。
※参照1
- ③町からの①助言、②指導、③勧告を経て、固定資産税等の軽減措置の対象外となります。※参照2



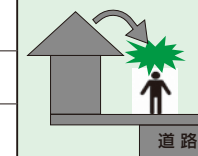
◆令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

- ・相続登記、表示登記はお済ですか？
→最寄りの法務局で確認することができます。
- ・もし、相続登記、表示登記が済んでいなかったら・・・
→最寄りの法務局または司法書士等にご相談ください。

参照1 損害賠償責任が発生します

試算を前提とした被害モデル
空き家の外壁材等が落下し、11歳の児童を死亡させた場合

損害区分		損害額 (万円)
人身損害	死亡逸失利益	3,400
	慰謝料	2,100
	葬儀費用	130
	合計	5,630



出典:公益財団法人日本住宅総合センター

参照2 「固定資産税が増額？」

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正により、「特定空家」だけでなく、管理が不十分なまま放置されている「管理不全空家」も、町からの指導に従わず、勧告を受けると固定資産税等の軽減措置の対象外となります。

- 小規模住宅用地(200㎡以下の部分)
→1/6の減額が解除
- 一般住宅用地(200㎡を超える部分)
→1/3の減額が解除